

2 在宅福祉推進部門（介護保険部門）

平成 12 年 4 月から介護保険事業が開始され、市町社協合併前から居宅介護支援事業、訪問介護事業、訪問入浴介護事業、通所介護事業へ参入し、平成 18 年 4 月の合併後も介護保険事業の事業展開をして参りましたが、居宅介護支援事業所や訪問入浴介護事業については、事業所の統合を図るなどの事業改革を進めてきました。

また、平成 24 年 4 月より花巻市から市内の全地域包括支援センター事業を受託し、高齢者の総合相談や権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、指定介護予防支援事業を展開しています。

少子高齢化及びそれに伴う要介護（支援）高齢者や認知症高齢者の増加、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯増加等が予測される中、平成 27 年度介護保険制度改正を見据え、今後、介護保険事業に本会が担う役割や機能のあり方、介護保険事業に従事する人材確保等について計画策定し、基本的な方向を以下のとおり示していきます。

（1）居宅介護支援事業

※居宅介護支援事業

介護を必要とされる方が、自宅で適切にサービスを利用できるように、介護支援専門員（ケアマネジャー）が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等にそって居宅サービス計画（ケアプラン）を作成したり、さまざまな介護サービスの連絡・調整などを行うことを目的とした事業。

※花巻市内の居宅介護支援事業所設置数 32 カ所（平成 26 年 6 月現在）

花巻地域→19 カ所、大迫地域→2 カ所、石鳥谷地域→8 カ所、東和地域→3 カ所

現状と課題

居宅介護支援事業所の運営

- ・本会では花巻市内全域を対象に、介護センター居宅介護支援事業所・石鳥谷居宅介護支援事業所・東和居宅介護支援事業所の 3 カ所で事業を運営しています。
- ・居宅介護支援事業では、要介護認定を受けた利用者に対し、居宅サービス計画を作成し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう支援しています。
- ・地域包括支援センターから介護予防支援業務を受託し、要支援認定を受けた利用者に対し、介護予防サービスを適切に利用できるよう、介護予防サービス計画（介護予防プラン）の作成やサービス事業所との連絡・調整などを行っています。
- ・介護センター居宅介護支援事業所並びに石鳥谷居宅介護支援事業所は、特定事業所加算（※1）取得事業所として事業を運営しています。
- ・本会では、利用者向けの広報紙「在宅福祉だより」を隔月に発行し、地域の福祉情報や本会の

在宅福祉サービス紹介などを中心に情報提供しています。

介護支援専門員業務と介護予防支援業務について

- ・居宅介護支援事業所における介護支援専門員の配置は、介護センター居宅介護支援事業所が10人、石鳥谷居宅介護支援事業所が3人、東和居宅介護支援事業所が2人の合計15人で、要介護認定を受けた利用者に対し、居宅介護支援を行っています。
- ・介護保険更新等で要介護から要支援へ認定され、居宅介護支援から介護予防支援へ移行する利用者から介護予防サービス計画作成等の利用希望がある場合、継続的な支援に取り組んでいます。

居宅介護支援事業所の連携と体制

- ・花巻市内の各居宅介護支援事業所間で情報交換を行い、利用者に適切なサービスが提供されるよう、サービスの質の向上により努めることが必要となっています。

※1 特定事業所加算

「特定事業所加算」は、専門性の高い人材の確保や支援困難ケースへの対応など、事業所全体としてより質の高いケアマネジメントを実施している居宅介護支援事業所に対して、一定単位数を加算するものです。

目 標

居宅介護支援事業所の運営

- ・居宅介護支援事業所の継続的な事業運営に取り組みます。
- ・介護支援専門員の人材確保を図ります。
- ・広報紙の発行やホームページを活用し、地域の福祉情報の提供に努めます。

介護支援専門員業務と介護予防支援業務について

- ・主任介護支援専門員の資格取得を促進し、職員の資質の向上を図ります。
- ・居宅介護支援サービスと合わせて、要介護から要支援へ認定された利用者の継続的な支援のため、介護予防支援業務を行います。

居宅介護支援事業所の連携と体制

- ・介護支援専門員の質の向上を目的とした研修会、学習会、定例会等を開催します。
- ・各居宅介護支援事業所の連携強化を図るため課題や情報共有を図ります。

具 体 策

居宅介護支援事業所の運営

- ・居宅介護支援事業所の効率的な事業運営のあり方について検討します。
- ・本会職員の介護支援専門員資格取得を支援します。
- ・利用者向けの広報紙「在宅福祉だより」の継続的な発行、ホームページ等を活用した事業所案

内や地域の福祉情報の発信など、介護者支援や利用者への情報提供を随時行います。

介護支援専門員業務と介護予防支援業務について

- ・主任介護支援専門員資格の受講要件を満たす本会職員の資格取得を支援します。
- ・介護支援専門員のケアマネジメント技術向上や倫理性・基本姿勢など、専門性を高める研修に積極的に参加します。
- ・地域包括支援センターから介護予防支援業務を継続して受託します。

居宅介護支援事業所の連携と体制

- ・全職員が常に情報の共有を図り、協調性を持ち業務に努め、「報告・連絡・相談」を徹底します。
- ・利用者が介護サービスをより適切に利用できるよう、定期的な学習会や定例会の開催や会議等へ積極的に参加し、介護支援専門員の資質向上に努めます。
- ・各居宅介護支援事業所の合同研修会を定期的に行い、事業所間の連携を強化します。

具体策のスケジュール

(単位：年度)

実施項目	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
主任介護支援専門員資格取得 (取得該当者)	随時									
介護予防支援事業委託	受託									
介護センター 居宅介護支援事業所運営	指定期間平成24年4月3日～ 平成30年4月2日				事業所継続申請手続き(指定期間6年間)					
	効率的な事業運営のあり方検討									
石鳥谷居宅介護支援事業所 運営	指定期間平成24年4月3日～ 平成30年4月2日				事業所継続申請手続き(指定期間6年間)					
	効率的な事業運営のあり方検討									
東和居宅介護支援事業所 運営	指定期間平成24年4月3日～ 平成30年4月2日				事業所継続申請手続き(指定期間6年間)					
	効率的な事業運営のあり方検討									

(2) 訪問介護事業(介護予防訪問介護事業)

※訪問介護事業

訪問介護員(ホームヘルパー)が利用者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、洗濯、掃除等の生活援助を行うことを目的とした事業。

※花巻市内の訪問介護事業所設置数 25 ヲ所(平成 26 年 6 月現在)

花巻地域→18 ヲ所、 大迫地域→2 ヲ所、 石鳥谷地域→3 ヲ所、 東和地域→2 ヲ所

現状と課題

訪問介護事業所の運営

- ・本会では介護センター訪問介護事業所、大迫訪問介護事業所、石鳥谷訪問介護事業所、東和訪問介護事業所の 4 ヲ所で事業に取り組んでいます。
- ・利用されるサービス内容は、主に生活援助となっています。
- ・利用者の身体機能の低下に伴い、施設入所や長期入院、通所介護事業等へのサービス利用に移行する傾向があり、事業運営の継続性を図るため、安定的な利用者の確保が課題となっています。
- ・全国的に介護職員の人材不足が課題となっており、本会も同様に人材確保が困難な状況となっています。
- ・本会では、利用者向けの広報紙「在宅福祉だより」を隔月に発行し、地域の福祉情報や本会の在宅福祉サービス紹介などを中心に情報提供しています。

訪問介護事業のサービス提供について

- ・介護福祉士等の専門的な資格のある訪問介護員が、定期的な研修や技術習得を行い、サービスの質の向上をめざし、利用者の在宅生活が維持できるよう自立に向けたサービスに努めています。
- ・訪問介護員がサービス提供時間に遅れるなど、訪問介護員のうっかりミスや勘違い、事業所への連絡漏れなど、インシデント(※1)の未然防止の徹底が必要となっています。

ふれあいホーム派遣事業について

- ・介護保険制度では十分な支援を受けられない利用者に対して、1 時間 1,500 円(30 分 750 円)の利用料で、生活支援サービスを提供しています。
- ・利用者の急な利用希望があった場合など、サービス提供の多様なニーズへの柔軟な対応が必要となっています。

腰痛防止、感染症予防等について

- ・訪問介護員の業務は、腰や肩等への負担が多く、利用者に安全なサービスを提供するうえで、腰痛にならないための対策が必要となっています。
- ・ノロウイルスや食中毒等の感染症への知識を習得のため、各事業所とも定期的な研修会を開催し、感染予防に努めています。

※1 インシデント

一歩間違えれば、重大事故につながるかもしれない状態(出来事)のことで、突発的な事象やミスにヒヤリとしたり、ハッとしたりするものを意味します。ヒヤリハットと同類語。

アクシデント⇒事故、インシデント⇒ヒヤリハット

目 標

訪問介護事業所の運営

- ・訪問介護事業所の継続的な事業運営に取り組みます。
- ・潜在的な福祉人材の発掘と人材確保に取り組みます。
- ・利用者確保に向けた事業所紹介など、関係機関への情報提供に取り組みます。
- ・特定事業所加算事業所(※1)の取得をめざします。
- ・介護福祉士の資格取得を促進し、職員の資質の向上を図ります。
- ・広報紙の発行やホームページを活用し、地域の福祉情報の提供に努めます。

訪問介護事業のサービス提供について

- ・訪問介護員の介護技術の向上など、訪問介護事業所としての専門性を高め、より質の高いサービスの提供をめざします。
- ・インシデントが発生した段階で、具体的な対策を立てて、再発防止や事故の未然防止に努めます。

ふれあいホーム派遣事業について

- ・介護保険制度では十分な支援を受けられない利用者の在宅生活が維持できるよう、より良いサービス内容の検討と見直しを行います。

腰痛防止、感染症予防等について

- ・介護用品や福祉用具の活用により腰痛の予防に取り組みます。
- ・継続的に感染症等予防対策について研修を行い、利用者への安全なサービス提供に努めます。

※1 特定事業所加算

「特定事業所加算」は、専門性の高い人材を確保し、質の高いサービスを提供することを目的とした体制を確保している訪問介護事業所に対して、一定単位数を加算するものです。

具 体 策

訪問介護事業所の運営

- ・訪問介護事業所の効率的な事業運営のあり方について検討します。
- ・ヘルパー有資格者で、現在、介護職に従事していない方を対象とした「ヘルパー再チャレンジのためのおさらい講座」を開催し、福祉の仕事への関心を高める市民向け講座を開催します。
- ・居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターへの利用者受入れ情報を提供するなどの連携

強化を図り、利用者確保に努めます。

- ・ 特定事業所加算の取得要件と訪問介護事業所の人員体制を踏まえ、加算取得をめざします。
- ・ 介護福祉士資格の受験要件を満たす本会職員の資格取得を支援します。
- ・ 利用者向けの広報紙「在宅福祉だより」の継続的な発行、ホームページ等を活用した事業所案内や地域の福祉情報の発信など、介護者支援や利用者への情報提供を随時行います。

訪問介護事業のサービス提供について

- ・ リスクマネジメント(※1)体制を構築し、研修や会議等での事例を通じて、訪問介護員が常に情報共有や危機意識を高め、インシデントや事故の未然防止に努めるとともに、「報告・連絡・相談」を徹底します。
- ・ 定期的な学習会、定例会の開催や会議等へ積極的に参加し、訪問介護員の資質向上に努め、利用者に質の高いサービスを提供します。

ふれあいホーム派遣事業について

- ・ ふれあいホーム派遣事業の現状と課題を分析し、利用者の希望に沿ったサービス内容の検討や、柔軟な対応が可能なサービスの構築について検討します。

腰痛防止、感染症予防等について

- ・ 介護用品や福祉用具の活用により訪問介護員の腰痛予防環境を整備し、利用者により安全で安心な介護サービスを提供します。
- ・ 職員会議等で感染症等予防対策について研修し、手指消毒液やマスク、予防衣、手袋等の着用などの衛生用品等の活用を徹底します。

※1 リスクマネジメント

日頃から事業所の会議等で身近なヒヤリハットの事例を通じて、「何が不注意だったのか、見るべき視点は何か、具体的にどう対応したらいいのか」等を検討し、職員一人ひとりが、同じ方法で安全にサービスを提供するために情報共有を徹底することです。

具体策のスケジュール

(単位：年度)

実施項目	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
特定事業所加算事業所取得	検討		取得							
介護福祉士資格取得	随時									
情報紙の発行(隔月)	発行									

実施項目	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
ふれあいホーム派遣事業	検討		実施							
介護センター訪問介護事業所運営	指定期間平成 24 年 4 月 3 日～平成 30 年 4 月 2 日				事業所継続申請手続き(指定期間 6 年間)					
	効率的な事業運営のあり方検討									
大迫訪問介護事業所運営	指定期間平成 24 年 4 月 3 日～平成 30 年 4 月 2 日				事業所継続申請手続き(指定期間 6 年間)					
	効率的な事業運営のあり方検討									
石鳥谷訪問介護事業所運営	指定期間平成 24 年 4 月 3 日～平成 30 年 4 月 2 日				事業所継続申請手続き(指定期間 6 年間)					
	効率的な事業運営のあり方検討									
東和訪問介護事業所運営	指定期間平成 24 年 4 月 3 日～平成 30 年 4 月 2 日				事業所継続申請手続き(指定期間 6 年間)					
	効率的な事業運営のあり方検討									

(3) 通所介護事業(介護予防通所介護)

※通所介護(デイサービス)事業

日中、老人デイサービスセンターなどに通所し、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰り提供サービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図ることを目的とした事業。

※花巻市内の通所介護(デイサービス)事業所設置数 39カ所(平成 26 年 6 月現在)

花巻地域→26カ所、大迫地域→1カ所、石鳥谷地域→8カ所、東和地域→4カ所

現状と課題

通所介護事業所の運営

- ・本会では地域住民の要望により、矢沢地域福祉センターを平成 9 年 10 月 1 日から開所、西南デイサービスセンター及び宮野目デイサービスセンターは、平成 11 年 4 月 1 日から開所し、通所介護事業に取り組んでいます。
- ・矢沢地域福祉センター及び宮野目デイサービスセンターの利用定員は 30 人、西南デイサービスセンターの定員は 35 人となっています。
- ・平成 29 年に矢沢地域福祉センター、平成 30 年に西南デイサービスセンター、宮野目デイサービスセンターの施設整備借入償還が完了となります。
- ・本会では、利用者向けの広報紙「在宅福祉だより」を隔月に発行し、地域の福祉情報や本会の

在宅福祉サービス紹介などを中心に情報提供しています。

- ・地域の身近な施設となるため、施設案内や事業案内の効果的な周知が必要となっています。

通所介護事業のサービス提供について

- ・利用者のニーズに対応し、常により良いサービス内容となるよう、サービス提供の一日の流れなど、常に工夫と改善が必要となっています。

施設の整備について

- ・施設開設から15年以上が経過しており、施設・設備等の定期点検を行い、修繕や更新に適宜対応していますが、計画的な施設・設備の整備について検討が必要となっています。

給食について

- ・通所介護事業所で提供する給食の実費負担額(食費)は、事業開始当初から1食390円で提供しています。
- ・咀嚼困難な利用者にはきざみ食等に対応していますが、やわらか食等を希望する利用者など、給食提供の多様な食事形態への対応が必要となっています。

腰痛防止、感染症予防等について

- ・ノロウイルスや食中毒等感染症への知識を習得し、衛生用品等の活用によりサービス提供しています。
- ・介護職員の業務は、腰や肩等への負担が多く、利用者に安全なサービスを提供するうえで、腰痛にならないための対策が必要となっています。

目 標

通所介護事業所の運営

- ・通所介護事業所の今後の事業運営についてや、施設の有効活用等の方向性を明確にします。
- ・介護福祉士等の資格取得を促進し、職員の資質の向上を図ります。
- ・利用者確保に向けた事業所紹介など、関係機関への情報提供に取り組みます。
- ・地域の身近な施設として、地域住民が気軽に集える施設をめざします。
- ・広報紙の発行やホームページを活用し、地域の福祉情報の提供に努めます。

通所介護事業のサービス提供について

- ・利用者の視点に立った質の高いサービスの実現とよりよいサービス提供をめざします。
- ・通所介護事業の利用状況を踏まえ、サービス内容を充実するために効果的な定員数について検討します。

施設の整備について

- ・施設の計画的な修繕や備品等の更新を行い、環境整備を進めます。
- ・安定した施設経営による施設整備財源を確保します。

給食について

- ・利用者の状態に合わせた多様な食事形態へのきめ細やかな対応をめざします。
- ・地産地消による食材の購入を推進します。

腰痛防止、感染症予防等について

- ・介護用品や福祉用具の活用により介護職員の腰痛予防環境を整備します。
- ・継続的に感染症等予防対策について研修を行い、利用者への安全なサービス提供に努めます。
- ・手指消毒液やマスク、予防衣、手袋等の着用など、衛生用品等の活用を推奨します。

具 体 策

通所介護事業所の運営

- ・通所介護事業所の施設整備借入償還が完了する時期を目途に、今後の事業運営について、施設の有効活用と再編成について検討します。
- ・介護福祉士資格の受験要件を満たす本会職員の資格取得を支援します。
- ・地域住民のボランティア活動やサロン活動等の身近な活動場所としての施設の活用方法を検討します。
- ・居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターへの利用者受入れ情報を提供するなどの連携強化を図り、利用者確保に努めます。
- ・利用者向けの広報紙「在宅福祉だより」の継続的な発行、ホームページ等を活用した事業所案内や地域の福祉情報の発信など、介護者支援や利用者への情報提供を随時行います。

通所介護事業のサービス提供について

- ・日常生活動作を維持・回復するための機能訓練やレクリエーションなどの内容を充実させ、利用者により質の高いサービスを提供するよう取り組みます。
- ・全職員が常に情報の共有を図り連携を密にし、協調性を持ち、効率の良い仕事を行うとともに「報告・連絡・相談」を徹底します。
- ・定期的な学習会や定例会の開催及び会議等へ積極的に参加し、資質向上に努め、利用者により質の高いサービスを提供します。
- ・お泊りデイサービスの導入や認知症対応型デイサービスの実施、施設の定員数の見直し等について、施設運営やサービス向上に向けて継続的に検討します。

施設の整備について

- ・施設の耐用年数を踏まえ、安定した施設経営による施設整備費の確保など、長期的な視点で維持管理や施設整備の計画について検討します。

給食について

- ・やわらか食等の導入を検討するなど、利用者の希望に応じた多様な食事形態への対応について、

よりよい調理技法を習得するための外部研修等に積極的に参加します。

- ・地産地消による食材の購入を推進し、利用者に旬な食材を提供するとともに、地域の活性化につなげるよう取り組みます。

腰痛防止、感染症予防等について

- ・介護用品や福祉用具の活用により介護職員の腰痛予防環境を整備し、利用者により安全で安心な介護サービスを提供します。
- ・職員会議等で感染症等予防対策について研修し、手指消毒液やマスク、予防衣、手袋等の着用などの衛生用品等の活用を徹底します。

具体策のスケジュール

(単位：年度)

実施項目	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
加算要件取得	検討	取得								
介護福祉士資格取得	随時									
情報紙の発行 (隔月)	発行									
矢沢地域福祉センター施設運営	施設の有効活用と再編成の検討				償還完了					
矢沢デイサービス事業	指定期間平成24年4月3日～平成30年4月2日				事業所継続申請手続き(指定期間6年間)					
西南デイサービスセンター施設運営	施設の有効活用と再編成の検討				償還完了					
西南デイサービス事業	指定期間平成24年4月3日～平成30年4月2日				事業所継続申請手続き(指定期間6年間)					
宮野目デイサービスセンター施設運営	施設の有効活用と再編成の検討				償還完了					
宮野目デイサービス事業	指定期間平成24年4月3日～平成30年4月2日				事業所継続申請手続き(指定期間6年間)					

実施項目	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
福祉機器の導入(随時)	検討									

(4) 訪問入浴介護事業(介護予防訪問入浴介護事業)

※訪問入浴介護事業

自宅の浴槽での入浴が困難な方に対して、浴槽を積んだ入浴車が利用者の居宅を訪問し、看護職員や介護職員が入浴の介護を行うことを目的とした事業。

※花巻市内の訪問入浴介護事業所設置数 7カ所(平成26年6月末)

花巻地域→5カ所、大迫地域→1カ所、石鳥谷地域→1カ所、東和地域→なし

現状と課題

訪問入浴介護事業所の運営

- ・本会では、矢沢訪問入浴介護事業所(移動入浴車両4台保有)、大迫訪問入浴介護事業所(移動入浴車両1台保有)、石鳥谷訪問入浴介護事業所(移動入浴車両1台保有)の3カ所で事業に取り組んでいます。
- ・介護者の介護負担軽減のため、短期入所生活介護事業(ショートステイ)や通所介護事業等へのサービス利用に移行する傾向にあり、事業運営の継続性を図るため、安定的な利用者の確保が課題となっています。
- ・本会では、利用者向けの広報紙「在宅福祉だより」を隔月に発行し、地域の福祉情報や本会の在宅福祉サービス紹介などを中心に情報提供しています。

訪問入浴介護事業のサービス提供について

- ・介護者の負担軽減を目的として、入浴で使用するバスタオル等のタオル持込サービスを実施しています。

訪問入浴車両等の整備について

- ・安全なサービス提供のため、始業前と終業後に担架や入浴ネット等の備品の安全点検を実施しています。
- ・訪問入浴車両について、故障発生時においてもサービスが円滑に提供されるよう日常からの事業所間のより緊密な連絡調整が課題となっています。

腰痛防止、感染症予防等について

- ・介護職員の業務は、腰や肩等への負担が多く、利用者に安全なサービスを提供するうえで、腰痛にならないための対策が必要となっています。
- ・感染症への知識を習得し、衛生用品等の活用により安全・安心な入浴サービスを提供してい

ます。

目 標

訪問入浴介護事業所の運営

- ・訪問入浴介護事業所の継続的な事業運営に取り組みます。
- ・利用者確保に向けた事業所紹介など、関係機関への情報提供に取り組みます。
- ・広報紙の発行やホームページを活用し、地域の福祉情報の提供に努めます。

訪問入浴介護事業の提供について

- ・介護職員の介護技術の向上など、訪問入浴介護事業所としての専門性を高め、より質の高いサービスの提供をめざします。
- ・入浴で使用するバスタオル等のタオル持込サービスを継続して実施します。

訪問入浴車両等整備について

- ・安全なサービス提供をめざし、担架や入浴ネット等の備品の安全点検に努めます。
- ・計画的な移動入浴車両の整備点検を行うとともに、故障発生時等の不測の事態に備え、本会の事業所間での更なる連携強化に努めます。

腰痛防止、感染症予防等について

- ・介護用品や福祉用具の活用により介護職員の腰痛予防環境を整備します。
- ・継続的に感染症等予防対策について研修を行い、利用者への安全なサービス提供に努めます。

具 体 策

訪問入浴介護事業所の運営

- ・訪問入浴介護事業所の効率的な事業運営のあり方について検討します。
- ・居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターへの利用者受入れ情報を提供するなどの連携強化を図り、利用者確保に努めます。
- ・利用者向けの広報紙「在宅福祉だより」の継続的な発行、ホームページ等を活用した事業所案内や地域の福祉情報の発信など、介護者支援や利用者への情報提供を随時行います。

訪問入浴介護事業の提供について

- ・介護職員の定期的な技術学習会や定例会の開催及び会議等へ積極的に参加し、資質向上に努め、利用者に質の高いサービスを提供します。
- ・1日当たりの目標稼働件数を、矢沢訪問入浴介護事業所 8 件、大迫訪問入浴介護事業所 4 件、石鳥谷訪問入浴介護事業所 4 件として、継続的な事業運営の展開を図ります。
- ・入浴で使用するバスタオル等のタオル持込サービスを継続実施し、介護者の負担軽減を図り

ます。

訪問入浴車両等整備について

- ・安全なサービス提供をめざし、始業前と終業後に担架や入浴ネット等の備品の安全点検の徹底を図ります。
- ・移動入浴車両個別の維持管理や車両更新計画を作成するなど、効果的な車両管理方法を検討します。
- ・不測の事態に備え、本会事業所間の連携体制を構築するため、介護職員が本会の各移動入浴車両の操作技術を習得のため、職員講習を実施します。

腰痛防止、感染症予防等について

- ・介護用品や福祉用具の活用により介護職員の腰痛予防環境を整備し、利用者により安全で安心な介護サービスを提供します。
- ・職員会議等で感染症等予防対策について研修し、手指消毒液やマスク、予防衣、手袋等の着用などの衛生用品等の活用を徹底します。

具体策のスケジュール

(単位：年度)

実施項目	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
タオル持ち込みサービス	継続									
情報紙の発行(隔月)	発行									
矢沢訪問入浴介護事業	指定期間平成24年4月3日～平成30年4月2日				事業所継続申請手続き(指定期間6年間)					
	効率的な事業運営のあり方検討									
大迫訪問入浴介護事業	指定期間平成24年4月3日～平成30年4月2日				事業所継続申請手続き(指定期間6年間)					
	効率的な事業運営のあり方検討									
石鳥谷訪問入浴介護事業	指定期間平成24年4月3日～平成30年4月2日				事業所継続申請手続き(指定期間6年間)					
	効率的な事業運営のあり方検討									

(5) 地域包括支援センター(介護予防支援事業所)

※地域包括支援センター

地域にお住いの高齢者のみなさんやその方の家族の方の介護や福祉について、さまざまな悩みや相談ごとに対応していく相談窓口です。介護保険において要支援1・2の認定を受けた方が介護サービスをされる場合の介護予防ケアプランの作成や介護予防事業のマネジメント、介護支援専門員への支援やネットワークづくり、高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業などに取り組んでいます。

現状と課題

地域包括支援センター業務状況について

- ・平成24年度、花巻市から全地域(花巻中央・花巻西・大迫・石鳥谷・東和)の地域包括支援事業を受託し、担当圏域毎に事業に取り組んでいます。
- ・花巻中央地域包括支援センターは、平成26年度から行政との連携した支援と利用者の利便性を図るため、花巻市役所新館1階で業務しています。
- ・担当圏域において事業展開していますが、市民の利便性や事業推進の効率化を図る担当圏域以外でも相談できるような体制づくりについて花巻市との協議・検討が必要となっています。
- ・高齢者相談や介護保険要援護者の増加傾向にあり、業務内容や取組みについては、地域により格差がみられます。
- ・平成25年度総合相談数は、花巻中央2,670件、花巻西2,232件、大迫657件、石鳥谷1,921件東和1,172件となっています。
- ・権利擁護事業や成年後見等の相談が年々増加していますが、相談者については親族、身寄り等が無く後見人に苦慮している事例があり、法人後見等の必要性を感じています。
- ・本会ホームページリニューアルに伴い、地域包括支援センターの情報発信を行っています。
- ・社協情報やパンフレット等で、地域包括支援センターの情報提供を行っていますが、十分に周知が図られていない状況です。
- ・地域ケア会議の推進や地域包括ケアシステムの構築に向けて、警察署や消防署、企業や商店等と今後連携を深めていく必要があります。特に花巻中央地域については、関係機関等との地域ネットワークの構築が急務となっています。
- ・平成27年度介護保険事業改正等を見込んだ包括支援センター事業推進について、花巻市との協議・検討が必要となっています。

人員配置について

- ・地域包括支援事業従事者は、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種が配置基準により配置されていますが、大迫地域においては、人口等の配置基準により保健師及び社会福祉士の2職種が配置されています。

財源について

- ・花巻市の委託料により運営されています。

介護予防支援事業所の業務状況について

- ・介護予防支援事業所は、地域包括支援センター事業所に併設されています。
- ・年々介護保険申請が増加傾向にあり、それに伴い要支援 1.2 の認定者の介護サービスを利用希望される方も増加傾向にあります。
- ・平成 25 年度予防プラン作成総数は、花巻中央 5,678 件、花巻西 3,634 件、大迫 879 件、石鳥谷 1,492 件、東和 1,026 件となっています。
- ・要介護認定から要支援認定へ変更となった利用者においては、担当されていた居宅介護支援事業所の担当者に引き続き希望されることがありますが、市内の居宅介護支援事業所において介護予防支援業務の委託受入れできる事業所が少ない状況にあります。今後、委託受入れ事業所の拡大について検討が必要となっています。
- ・平成 26 年 9 月現在、介護予防支援業務委託受入居宅介護支援事業所は 8 ヲ所となっています。
- ・専従の介護予防支援員 11 人を担当圏域に配置しています。
- ・担当圏域ごとに介護予防支援事業を行っていますが、市民の利便性や事業推進の効率化を図られるように、担当圏域外でも対応できる体制づくりについて花巻市との協議・検討が必要となっています。
- ・介護予防支援事業においては、介護予防支援事業介護報酬を財源として運営しています。

目 標

地域包括支援センター業務について

- ・地域包括支援センターの担当圏域の一元化をめざします。
- ・本会における法人後見の確立に向け、連携に取り組みます。
- ・各地域包括支援センターの連携を強化し、事業推進を図ります。
- ・地域包括ケアの構築を進めます。
- ・地域包括支援センターだよりの継続発行と、ホームページを活用した情報発信を強化します。

人員配置について

- ・保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の 3 職種配置基準の人数増員配置をめざします。

財源について

- ・安定した地域包括支援センターの財源を確保します。

介護予防支援事業所の業務について

- ・介護予防支援事業所の担当圏域の一元化をめざします。

- ・各介護予防支援事業所との連携を図ります。
- ・花巻市内の多くの居宅介護支援事業所に介護予防支援事業の業務を受託いただけるよう連携体制を構築します。
- ・利用者に適正な介護予防支援事業を提供する上で、各種研修会へ参加し職員の資質向上を図ります。
- ・地域包括ケアの構築への協力体制に努めます。
- ・介護予防支援員の増員を図ります。
- ・安定した介護予防支援事業所の経営をめざします。

具 体 策

地域包括支援センター業務について

- ・圏域ごとの地域包括支援センターを維持しながら、担当圏域外の市民からの相談に対応できるよう担当圏域が市内全体となるよう拡大に向けて検討します。更に地域住民の利便性や効率化が図られる相談窓口のあり方について検討を行います。
- ・本会における法人後見事業と連携を図り、協力体制に努めます。
- ・各地域包括支援センターとの連携を図りながら、資質向上に向けた業務を推進します。
- ・地域ケア会議を開催し、各地域における地域課題を把握し、事業等の確立や関係者との連携を図ります。
- ・県主催等の会議、研修会に積極的に参加し、職員の資質向上を図ります。
- ・県内外の地域包括支援センター視察研修を実施し、業務推進の向上を図ります。
- ・毎月地域包括支援センターだよりを発行して、地域住民に周知活動に努めます。
- ・本会ホームページに最新情報を掲載し、周知活動に努めるとともに情報発信を強化します。

人員配置について

- ・地域の課題を解決し、地域包括支援センターの機能を高めるため、業務量に見合う職員配置に努めます。

財源について

- ・地域包括ケアシステムの構築や地域ケア会議等の業務など、地域包括支援センターに求められる体制づくりの実現化に向け、確立された財源確保に努めます。

介護予防支援事業所業務について

- ・介護予防支援事業の担当圏域一元化が図られるように努めます。
- ・各介護サービス事業所等と連携を図り、利用者へ介護予防支援サービスを提供します。
- ・花巻市内の介護予防支援業務委託先(居宅介護支援事業所)の確保に努めます。
- ・各介護予防支援事業所との連携を図りながら、資質向上に向け業務を推進します。
- ・県主催等の会議、研修会に積極的に参加し、職員の資質向上を図ります。

- ・地域包括ケアの構築に向けて協力体制を図ります。
- ・各介護予防支援事業所の業務内容にあった職員の適正配置を検討します。
- ・介護予防支援事業所の安定した経営に努めます。

具体策のスケジュール

(単位：年度)

実施項目	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
地域包括支援センター業務の推進										
担当圏域の一元化	検討	実施								
視察研修の継続実施(年1回)	継続実施									
介護予防支援事業の業務委託	委託									
介護予防支援事業所運営	指定期間平成24年4月1日～平成30年3月31日				事業所継続申請手続き(指定期間6年間)					
地域ケア会議の開催	検討	実施								